

令和5年6月16日（金曜日）

議 事 日 程

令和5年6月16日 午前10時00分 開議

日程第1 議案第15号 専決処分の承認を求める件から議案第17号 令和5年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）まで並びに陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書採択の陳情の件及び陳情第3号 消費税インボイス制度実施の延期を求める陳情書の件

（常任委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件

追加日程第1 議案第18号 舟橋村教育委員会教育長任命の件

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第2 議案第19号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第3 議案第20号 舟橋村農業委員会委員任命の件

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

追加日程第4 選挙第1号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件

追加日程第5 議員提出議案第3号 舟橋村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件

（提案理由の説明、質疑、討論、採決）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番 小杉知弘君

2番 古川元規君

3 番 加 藤 智 恵 子 君
4 番 田 村 馨 君
5 番 森 弘 秋 君
6 番 竹 島 貴 行 君
7 番 前 原 英 石 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 渡 辺 光 君
教 育 長 早 川 誠 一 君
総 務 課 長 松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課 長 田 中 勝 君
会 計 管 理 者 林 輝 君
代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹
事 務 局 係 長 喜 田 義 樹

午前10時00分 開議

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和5年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第15号から議案第17号まで
及び陳情第2号、陳情第3号

○議長（前原英石君） 日程第1 議案第15号 専決処分の承認を求める件から議案第17号 令和5年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）まで及び陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書採択の陳情の件、陳情第3号 消費税インボイス制度実施の延期を求める陳情書の件の5件を一括議題とします。

ただいま議題となりました各案件につきましては、各常任委員長から委員長報告が提出されており、その審査結果はお手元に配付のとおりです。

（常任委員長報告）

○議長（前原英石君） 各常任委員長から審査結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長 森 弘秋君。

○総務教育常任委員長（森 弘秋君） 本定例会におきまして、総務教育常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第15号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第16号 令和5年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管部分であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書採択の陳情の件及び陳情第3号 消費税インボイス制度実施の延期を求める陳情書の件については、いずれも不採択とするものであります。

以上をもちまして、総務教育常任委員長報告といたします。

○議長（前原英石君） 次に、産業厚生常任委員長 加藤智恵子君。

○産業厚生常任委員長（加藤智恵子君） 産業厚生常任委員長報告。

本定例会におきまして、産業厚生常任委員会に付託されました諸案件の審査結果をご報告いたします。

付託案件は、議案第15号 専決処分の承認を求める件のうち当委員会所管部分、議案第16号 令和5年度舟橋村一般会計補正予算（第3号）のうち当委員会所管部分、議案第17号 令和5年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

本委員会におきまして、これらの諸案件について慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長報告といたします。

○議長（前原英石君） 以上をもって、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

（質 疑）

○議長（前原英石君） これより、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（前原英石君） これより、各案件に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

4番 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 私は、陳情第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書採択の陳情に賛成し、総務教育常任委員長報告に反対の立場から討論を行います。

核兵器禁止条約は、2017年7月に国連加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で採択され、現在、92か国が署名、68か国が批准し、さらに広がりを見せています。

この条約では、核兵器のいかなる使用も人道の原則に反すると明記し、開発、実験、

生産、保有、使用と威嚇まで、核兵器に関わるあらゆる活動を全面的に禁止するもので、核兵器を違法とする初の国際条約として歴史的な一歩となるものであります。これにより、自国の安全保障を理由に核兵器を持ち続けることを正当化することができなくなりました。

世界が核兵器廃絶へ大きく足を踏み出す中、日本政府は保有国と非保有国を分断するものなどとしながら、核兵器禁止条約に背を向けています。唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら、核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約への批准を拒否する日本政府の姿勢は全く理解できません。

日本被爆者団体協議会など、核兵器廃絶を願う方々への姿勢とはとても言えません。国民の7割が、この条約に参加すべきとの世論となっています。国際社会と被爆者、国民の声に応え、それこそ唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶の役割を果たすべきであります。

よって、速やかに核兵器禁止条約に署名・批准し、唯一の戦争被爆国として核兵器全面禁止・廃絶の責務を果たすよう、日本政府へ意見書を提出することを求めるこの陳情第2号に賛成し、総務教育常任委員長の報告に反対する討論といたします。

○議長（前原英石君） 次に、2番 古川元規君。

○2番（古川元規君） 2番古川元規です。

陳情第3号、消費税インボイス制度実施の延期を求める陳情書について、先日の総務教育常任委員会での議論を傍聴させていただきましたが、どうにも税収というものについて、また消費税とはどのような税であるか、そして何ととっても、インボイス制度導入の恐ろしさについて、あまり理解が進んでいないように感じましたので、この場で自分の考えを述べさせていただくことで、各議員の皆様には、いま一度本陳情の趣旨について思いをはせて判断を下していただきたいと思い、反対討論をさせていただきます。

まず、そもそも税の役割とは何かということについて述べさせていただかなければなりません。税金の役割は複数ありますが、主に3つになるというふうに思います。所得の再分配の役割。ビルトインスタビライザー、いわゆる埋め込まれた安定化装置としての役割、そして貨幣の流通という役割でございます。

1つ目の所得の再分配は、そのやり方により格差縮小にも格差拡大にもなりますが、一般的には格差の縮小を理想としております。2つ目のビルトインスタビライザーとは、好景気のときは徴税を増やし、不景気のときは徴税を減らすことで、景気を安定化させ

る役割のことです。3つ目は、国民の義務でもある納税を日本円で行うことによって、日本国民が日本円を日本国内で使用することを強制することができるということです。

そのような観点から見ると、所得税や法人税は、税制としてビルトインスタビライザーの機能を持っており、非常に優れた税金と言えますが、逆に消費税は逆累進課税であり、格差拡大のほうへ所得の再分配を行い、不景気を助長するという、本来不景気の際に促したい消費行動を逆に抑制する最悪の税金と言えます。

さらには、「消費税」という名称から、消費税は消費に税をかけられていると思われていますが、それは間違いです。消費税は、入湯税などの預かり税ではないと裁判でも示され、また国会答弁でも明らかにされています。海外では「付加価値税」と呼ばれる税金に近く、実際にその課税対象となるのは、課税売上げから課税仕入れを差し引いた金額となります。つまり非課税仕入れプラス利益がそれに相当します。

となると、非課税仕入れが高い場合、消費税の負担は大きくなるため、事業者はなるべく非課税仕入れを減らしたいと考えます。非課税仕入れの代表的なものが、給与や社会保険料などの人件費です。そうすると、自営業などの零細事業者は雇用がしづらくなり、賃金も上げづらくなるため、景気はますます落ち込みます。

このように、消費税とは景気を悪化させる要素が非常に強く、現に、過去に消費税率を上げた際は必ず景気は落ち込んでいます。

インボイス制度が導入されると、課税売上げ1,000万円以下の事業者がインボイスを発行しない場合、取引先から排除される可能性があります。インボイス事業者になった場合、2つの選択を迫られることとなります。1つは、価格を引き上げずに、その分の収入を失う。2つ目は、価格を引き上げることです。そして、取引先が価格引上げを認めるかどうかは、あくまでその力関係で決まります。

しかも、価格引上げを吸収するため、取引先も価格を引き上げるが伝播していくと、最終的には消費者物価が上昇することになります。そして、またもや実質賃金の下落につながります。あるいは、インボイス制度導入により廃業が増え、取引先の調達先が減少すると、やはりコスト増になるため、最終的には消費者物価に転嫁をされます。

また、ほかにも問題点は多く、まず請求書の様式変更、全請求書の登録番号の確認・保存などは、事業者にとって多大な負担が生じると指摘されています。

インボイス制度の導入は、消費税が持つ悪影響を小さな免税事業者にまで広げて、この逆進性の高い税金をむしり取ろうとする恐ろしい制度です。多少大げさな試算である

と思いますが、陳情書の中には、制度の導入により2兆円もの税収増になるという試算があるという記載がありました。

この2兆円の税収は、累進性のある税金によるものであれば、それを経済的な弱者に再分配することで、より安定的な社会をつくることができるかもしれません。しかし、その2兆円は1,000万円以下の売上げしかない零細事業者から巻き上げる、もしくはそのような事業者と取引をする業者が肩代わりするものとなります。

思えば、コロナ禍の前から消費税率を上げたことにより、経済は低迷を始めていました。その後、それを覆い隠すかのようにコロナ禍が続き、多くの事業者がセーフティネット資金などの借入れによってコロナ禍を乗り切りました。その後、追い打ちをかけるようにやってきた物価高騰の中で必死に事業を立て直そうとしている小規模事業者や個人事業主へ、このタイミングで実質的な増税を行うというのは鬼の所業であり、傷口に塩を塗る行為となることは明白であります。

こんなときに必要なのは、課税強化ではなく、むしろ減税です。全世界で91か国が消費税に当たる税の減税に踏み切っています。なので、むしろ日本も消費税を減税し、インボイス制度は中止すべきであると考えますが、今はそこまでは求めません。

日本商工会議所が、インボイス制度の導入は当分の間凍結すべきと意見書を出しているほか、日本税理士連合会、全国中小企業団体中央会、中小企業家同友会、全建総連、全国青年税理士連盟、全国商工団体連合会など、多くの団体や個人がインボイス制度の延期や反対を表明しています。

議員各位には、市民の暮らしやなりわいを守る立場からも、本陳情の趣旨を真摯に受け止めて採決に臨んでいただきたいと思います。

せめて、せめて景気が持ち直すまでは、この廃業促進制度とも言えるインボイス制度導入を延期していただきたい。舟橋村議会としても、本陳情に込められた思いを受け止め、国へ意見書を提出するべきと思います、本陳情へ議員各位の賛同を求めます。

以上です。

○議長（前原英石君） 以上で通告による討論を終わります。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 討論がないようですから、討論を終わります。

(議案の採決)

○議長(前原英石君) これより、採決いたします。

まず、議案第15号 専決処分の承認を求める件について採決します。

この案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

この案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(前原英石君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和5年度舟橋村一般会計補正予算(第3号)及び議案第17号 令和5年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の2件を一括して採決します。

以上の案件に対する各常任委員長の報告は可決であります。

以上の案件について、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(前原英石君) 起立全員であります。

よって、議案第16号及び議案第17号の2件は、原案のとおり可決されました。

(陳情の採決)

○議長(前原英石君) 次に、陳情第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書採択の陳情の件について採決します。

この陳情に対する総務教育常任委員長の報告は不採択であります。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(前原英石君) 起立多数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第3号 消費税インボイス制度実施の延期を求める陳情書の件について採決します。

この陳情に対する総務教育常任委員長の報告は不採択であります。

この陳情について、総務教育常任委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前原英石君） 賛成、反対が同数であります。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

本件については不採択と裁決いたします。

よって、本件については不採択とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○議長（前原英石君） お諮りします。

ただいま村長から、議案第18号 舟橋村教育委員会教育長任命の件、議案第19号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件、議案第20号 舟橋村農業委員会委員任命の件が提出されました。議案第18号を追加日程第1に、議案第19号を追加日程第2に、議案第20号を追加日程第3として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号を追加日程第1に、議案第19号を追加日程第2に、議案第20号を追加日程第3に追加し、議題とすることに決定しました。

議案第18号から議案第20号まで

○議長(前原英石君) 追加日程第1 議案第18号 舟橋村教育委員会教育長任命の件、追加日程第2 議案第19号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件、追加日程第3 議案第20号 舟橋村農業委員会委員任命の件の3件を一括議題とします。

(提案理由の説明)

○議長(前原英石君) 提案理由の説明を求めます。

村長 渡辺 光君。

○村長(渡辺 光君) 本日、追加提案いたしました議案についてご説明をいたします。

議案第18号 舟橋村教育委員会教育長任命の件につきましては、早川誠一教育長から令和5年6月30日をもって辞職したいとの申出があり、これを許可しました。

後任に土田聡氏にお願いしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第19号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件につきましては、北岡正弘委員が令和5年6月21日をもって任期満了となります。引き続き北岡正弘氏にお願いしたいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

議案第20号 舟橋村農業委員会委員任命の件につきましては、現在の農業委員会委員の方々が令和5年7月19日をもって任期満了となります。後任として別紙にあります12名を任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(前原英石君) 提案理由の説明が終わりました。

(質 疑)

○議長(前原英石君) これより、以上の案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前原英石君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

○議長(前原英石君) お諮りいたします。

以上の案件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前原英石君) ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前原英石君) 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

○議長(前原英石君) これより、議案第18号 舟橋村教育委員会教育長任命の件について採決いたします。

議案第18号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前原英石君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時24分 休憩

〔休憩中に 土田 聡君 入場〕

午前10時25分 再開

○議長(前原英石君) ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま教育長の任命について同意いたしました土田聡君からご挨拶があります。

土田 聡君。

○(土田 聡君) 土田聡でございます。一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様には、教育長の職の同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

います。

微力ではありますが、教育改革の潮流を見据え、本村の教育行政の推進に尽力してまいりたいと思います。

これまで村では、教育委員会におきまして社会教育、そして小学校におきまして学校教育に携わってまいりました。

現在は、ふなはしテトラ地域学校協働本部コーディネーターとして、学校と地域を結ぶ活動に取り組んでいるところでございます。

そのような中、このたび教育長という重責を担うこととなりまして、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

今後は、早川教育長が進めてこられました輝かしい教育の村を継承しつつ、子どもから大人までが一人一人学ぶ意欲を持ち、豊かな人生を過ごせる村、教育の村となるよう緊禪一番取り組んでまいりたいと思っております。

議員の皆様、そして村民の皆様には、ご指導、ご鞭撻、ご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

〔土田 聡君 退場〕

○議長（前原英石君）次に、議案第19号 舟橋村固定資産評価審査委員会委員選任の件について採決いたします。

議案第19号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

〔休憩中に 小杉知弘君、古川元規君 退場〕

午前10時28分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は5人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第20号 舟橋村農業委員会委員任命の件について採決します。

議案第20号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

〔休憩中に 小杉知弘君、古川元規君 入場〕

午前10時29分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日 程 の 追 加

○議長（前原英石君） お諮りします。

選挙第1号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件について、これを日程に追加し、選挙第1号を追加日程第4として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第1号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

選 挙 第 1 号

○議長（前原英石君） 追加日程第4 選挙第1号 舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員選挙の件について議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

舟橋村選挙管理委員会委員に

| | | |
|------------------|-----------|-------|
| 舟橋村古海老江 7 0 番地 | 野 越 善 弘 君 | 6 7 歳 |
| 舟橋村舟橋 6 7 番地 1 1 | 林 清 輝 君 | 7 7 歳 |
| 舟橋村東芦原 1 1 番地 7 | 高 松 光 雄 君 | 7 8 歳 |
| 舟橋村竹内 3 5 1 番地 | 林 淳 子 君 | 5 2 歳 |

同補充員に

| | | |
|------------------|-----------|-------|
| 舟橋村舟橋 5 3 番地 1 1 | 伊 井 嘉 裕 君 | 6 8 歳 |
| 舟橋村海老江 1 2 1 番地 | 明 和 俊 一 君 | 8 1 歳 |
| 舟橋村稲荷 5 9 番地 1 5 | 長谷川 直 人 君 | 5 4 歳 |
| 舟橋村仏生寺 1 4 7 番地 | 野 村 豊 彦 君 | 6 7 歳 |

の以上 8 名を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました 8 名を舟橋村選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、舟橋村選挙管理委員会委員に、野越善弘君、林清輝君、高松光雄君、林淳子君、同補充員に、伊井嘉裕君、明和俊一君、長谷川直人君、野村豊彦君が当選されました。

日 程 の 追 加

○議長（前原英石君） お諮りします。

ただいま竹島貴行君から、議員提出議案第3号 舟橋村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件が提出されました。これを日程に追加し、議員提出議案第3号を追加日程第5として議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号を日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

議 員 提 出 議 案 第 3 号

○議長（前原英石君） 追加日程第5 議員提出議案第3号 舟橋村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件について議題とします。

（提案理由の説明）

○議長（前原英石君） 提案理由の説明を求めます。

6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 6番竹島貴行です。

それでは、森弘秋君、田村馨君、加藤智恵子君、古川元規君、小杉知弘君の賛成を得て提出いたしました議員提出議案第3号 舟橋村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件について、提案理由をご説明申し上げます。

この条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、舟橋村議会議員と舟橋村との間の、同法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ろうとするものであります。

制定の主な内容であります。条例の目的、報告の対象、報告の一覧の作成及び公表並びに報告等の保存及び閲覧について規定するものであります。

以上をもちまして、提案理由説明を終わります。

○議長（前原英石君） 提案理由の説明が終わりました。

（質 疑）

○議長（前原英石君） これより、この案件に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（前原英石君） お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（前原英石君） これより、採決いたします。

議員提出議案第3号 舟橋村議会議員の請負の状況の公表に関する条例制定の件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会及び各常任委員会の
閉会中の継続審査申し出の件

○議長（前原英石君） 次に、日程第2 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件について議題といたします。

本件については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、各委員会から閉会中における所管事務の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長及び各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前原英石君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査申し出の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉 会 中 の 継 続 審 査 の 申 し 出 一 覧

| 委 員 会 名 | 所 管 事 務 調 査 事 項 |
|---------------|--|
| 議 会 運 営 委 員 会 | 1 議会の運営に関する事項 2 議会関係の条例及び規則に関する事項 3 議長の諮問に関する事項 |
| 総務教育常任委員会 | 1 村政の重要施策の推進に関する事項 2 防災対策の強化に関する事項 3 行財政の効率的な運営に関する事項 4 学校教育の充実に関する事項 5 スポーツ、生涯学習及び地域文化の振興に関する事項 6 消防の充実、強化に関する事項 7 他の常任委員会に属しない事項 |
| 産業厚生常任委員会 | 1 生活環境及び道路交通網の充実に関する事項 2 村民の健康維持、増進に関する事項 3 住民福祉の増進に関する事項 4 農業の振興対策に関する事項 5 商工業及び観光の発展に関する事項 |

○議長（前原英石君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

教 育 長 挨 拶

○議長（前原英石君） ここで、教育長から挨拶の申出がありますので、これを許可します。

教育長 早川誠一君。

○教育長（早川誠一君） 議長のお許しを得て、一言ご挨拶させていただきます。

このたび、一身上の都合により、教育長を退任させていただきます。任期途中の退任となり、多大なご迷惑をおかけしたことに深くおわび申し上げます。

振り返りますれば、コロナ禍の3年9か月の在任でしたが、本村の教育行政に専心一意打ち込むことができました。ひとえに村議会議員の皆様のご指導とご助言、また村内の各団体関係者の皆様のご理解とご協力のおかげと、衷心より感謝いたします。

私はこの大役に対し、「着眼大局、着手小局」の考え方で臨んでまいりました。大局と申しますのは、本村らしい、地域ぐるみ教育の体制づくりです。そのために、ふなはしテトラ協働本部を設立し、村民大会を開き、小中学校合同の学校運営協議会を設置しました。さらに、小さな局面で、学校の負担軽減策、中学校の部活動改革、安全の見守り体制、舟橋会館での学習会、読書したくなる環境、川の環境教育等、いずれも地域と学校が協働してこそ機能する仕組みでございます。

しかし、この体制はできたばかりで、むしろ今後も継続、発展させていくことが重要でございます。その意味で、皆様には、これまで同様に新教育長を支えていただきますよう、よろしく願いいたします。私も可能な日を見つけて、Fビレッジャーズの帽子をかぶり、応援に駆けつけたいと思っております。

結びに、渡辺光村長と議員の皆様による新生舟橋村にますます笑顔の花が咲き広がりますよう切に祈念いたしまして、御礼の言葉といたします。

ありがとうございました。（拍手）

村 長 挨 拶

○議長（前原英石君） 本定例会を閉会するに当たり、村長から挨拶があります。

村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会に提出いたしました議案6件につきまして、満場一致の可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

早川教育長におかれましては、令和元年10月より本村の教育行政の要として、1村1学校である特色を生かした小中一貫教育の推進、地域学校協働本部テトラの設立、直近においては部活動の地域移行など、学校教育、社会教育の分野で多くの功績を残し、光輝く未来を創造いただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

教育長のお人柄と創造性、堅実な実行力に全幅の信頼を寄せ、安心して教育分野をお任せできたことは喜ばしく感じております。退任されました後も、健康に十分ご留意をされ、ご活躍をされますことをお祈り申し上げます。

そして、来週より村内各地においてタウンミーティングを開催予定としております。本議会の内容も踏まえ、今後の行政の方向性について、村民の皆様方にお伝えできる機会の創出が、開かれた村政の推進にもつながると考えており、議員各位におかれましては、時間の許されます方、ぜひともご参加いただければ幸いに存じます。

結びとなりますが、議会議員の皆様方におかれましては、時節柄お体にご留意をされますようご祈念申し上げまして、挨拶にさせていただきます。

閉 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） これで本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和5年6月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時44分 閉会